

別添1 募集要領

募集対象事業等	簡易水道事業、専用水道及び飲料水供給施設
募集要件	<p>簡易水道事業、専用水道及び飲料水供給施設（<u>専用水道及び飲料水供給施設は原則、公営に限る^(注)</u>）であって以下のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 原水、浄水又は給水栓において、PFOS 及び PFOA が検出されたことがあること。</p> <p>② 周辺における公共用水域等の調査において PFOS 及び PFOA の検出事例がある等、原水における PFOS 及び PFOA の検出リスクを詳細に把握する必要があると事業者・設置者において判断できること。</p> <p>③ 広域的に複数の事業者・設置者の原水における PFOS 及び PFOA の検出リスクを詳細に把握する必要があると自治体において判断できること。</p> <p>例 1) 一定地域に複数の飲料水供給施設があり、それらを網羅する地下水調査を、管轄（又は所在）する市町村（一部事務組合・都道府県でも可）が募集・取りまとめのうえ代表して本調査に応募</p> <p>例 2) 将来的に事業統合（又は切替）を検討しており、それらの代表として市町村（一部事務組合・都道府県でも可）が一括して本調査に応募</p> <p>（注）専用水道及び飲料水供給施設については、原則公営を対象としますが、住民組織で運営している等、公益性が高いと自治体が判断した設置者についても応募は可能です。その際、理由を応募様式の所定の欄に記載してください（<u>その場合、応募等は判断した自治体が担当者となり実施してください。</u>）。</p>
調査内容	<p>① 原水調査</p> <p>・<u>国において検査を実施[*]いたします。</u></p> <p>※本調査実施に係る事業の請負受託者が選定した登録水質検査機関が検査を行う予定</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・利水している全ての原水を測定いたします。 ・簡易水道及び専用水道は年2回、飲料水供給施設については年1回、令和8年度内に実施します。 ・調査に協力いただく場合には、原水の採水の実施及び指定する集約場所への試料の送付をお願いします（送料は着払い可）。 ・採水容器はガラス瓶又はポリプロピレン瓶とし、自前でご準備願います（容量は500mL～1L、本数は1地点あたり2本を想定）。容器の返却は致しませんのでご了承願います。 ・採水時には満水にして密栓し、原則24時間以内に送付をお願いします。それが困難な場合は冷暗所に保存した後、1週間以内に送付願います。 <p>② 浄水データの収集（簡易水道及び専用水道のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査に協力いただいた場合には、水道法で定める定期の水質検査の結果を別途報告していただきます。 <p>③ 実地調査等による関連情報の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査に協力いただいた場合には、調査票等による関連情報（原水取水口周辺状況、浄水処理方法、管路状況等）の提供にご協力いただくとともに、必要に応じて職員等（本調査実施に係る事業の請負受託者含む）による実地調査への協力（水源等現場の案内等）をお願いすることがあります。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本調査において実施する、原水調査の結果は、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（健水発第1010001号）の第4「2 原水に係る水質検査の実施について」における原水の水質検査結果として取り扱っていただくことに差支えありません。 ・応募いただいても応募者多数の場合には参加いただけない場合があります。応募者多数の場合は、検出濃度や検査地点数を参考に参加者を選定させていただきます。